

令和4年8月22日

## 個人情報保存されている電子カルテ用端末の紛失について

### 1. 概要

当院の患者情報24,563人分と端末を利用する職員情報6,180人分が保存されている電子カルテ用端末1台が故障し、その修理の対応を機に、令和3年3月9日以降、所在が不明となっております。

当院としては、調査を進めた結果、①令和3年3月1日に業者へ修理見積の依頼をしていること、②令和3年3月9日に業者から修理品の回収をする旨の連絡があったこと、③同日の病院出退管理簿に業者の訪問の記録が残っていること、④同日の業者の日報に「修理品回収」と記載されていること、の4つのことから、修理のために業者に引き渡した後、紛失した蓋然性が高いと考えております。

一方、業者は、担当者が当時、端末を受け取った記憶がなく、引き渡しに関する書類のやり取りがないため、受け取りに関して断言できる状況ではないとしております。

なお、現在のところ当該患者情報等が外部に漏えいした事実は確認されておられません。

### 2. 原因

- (1) 個人情報の取扱や情報セキュリティに対する認識が甘かったこと。
- (2) 端末にデータを保存したまま修理に出していたこと。
- (3) 機器故障時の修理手順を定めておらず、修理発注時に機器の受領書を徴していなかったこと。
- (4) 機器の修理の進捗状況の管理を一人の担当者が行っていたこと。

### 3. 再発防止策

- (1) 機器の修理手順書を整備し、その運用の徹底を図ります。
  - ① 端末を業者へ引き渡す際は、ハードディスクなど記憶装置の取り外しを徹底します。
  - ② 機器を業者へ引き渡す際は、業者から受領書を徴します。
  - ③ 機器の修理の進捗状況を上司等が定期的（週1回程度）に確認します。
- (2) 個人情報の取扱や情報セキュリティに関する研修の内容を充実し、職員全員の意識の改善を図ります。
- (3) その他、個人情報の取扱及び情報セキュリティについて問題がないかを点検調査し、改善を図ります。